

国際人権対応分科会（第22期・第2回）

議事要旨

日 程：平成24年7月20日（金） 10:03～12:05

場 所：日本学術会議 6-B 会議室（6階）

出席委員：

吾郷眞一(第1部)、土井美和子(第3部)、岸 玲子（連携会員）、阿部浩己（特任連携会員）

事務局：

佐藤参事官、中村補佐、伊藤、清田

○議事要旨

議題1. 第10回 国際人権ネットワーク隔年総会の報告

第10回 国際人権ネットワーク隔年総会（台湾）につき、吾郷委員長より報告がなされた。

議題2. (1)国際人権ネットワークから通知されるアクション・アラート(人権侵害案件)に対する対応について

(2)日本学術会議としてどこまで人権問題に対応するべきか

アクション・アラートの事例に基づき各委員からの意見を基に日本学術会議としてアクションを起こすかどうかについて議論された。

土井委員より、資料だけではどこまでが真実であるかが判断つかないところがある。資料に「テロ」などのラベリングが貼られたものの扱いについては、やりづらいのではないかと。ネットワークからの情報をもっとあるとよいと思う。と意見があった。

阿部委員からは、反政府的な組織を抑圧するために「テロ」という言葉が使われているのが多い。過剰に反応しないようにすることが大事ではないか。どのような団体であるか客観的に見る必要がある。また、体制派、反体制派の如何に関わりなく、「学術活動の侵害」であれば、議論すべきである。と意見があった。

吾郷委員長からは、医師が医療活動を行ったことで逮捕される事例がある。これは学術研究者、科学者として迫害されている訳ではないので、日本学術会議での規定からはずれてしまう。と意見があった。

岸委員からは、日学で対応すべきは科学者、学術研究者に限られるべきであろうが、実務家としての医師も学会に参加し、発言もするケースも多くあるため、個人的な意見としては広い立場で実務家としての医師も対象になるのではないかと考えるが、一方で線引きが難しい。と意見があった。

土井委員からは、職業でアクションを選択するのは違うと思う。どのような状況で逮捕されたのかが大事だと思う。その現場で巻き込まれたのか、居合わせたのか。などどう考えるのか。と意見があった。

議論の結果、アクションを起こす場合は、委員会でのどのような判断をして行ったかの記録を残せばよいと考える。万が一、事実が違った場合にはアクションを起こすことを中止する。こととなった。

この分科会で今回、1件の事例について日本学術会議会長名で要請文（嘆願書）を出すことを決定した。

嘆願書については、素案を国際人権ネットワークから推奨されるドラフトを元に作成し、科学者に関する国際人権問題委員会で審議負託を行う。その後、幹事会に提案する。了承得られれば、当該国のトップや関連大臣、アカデミー会長や国際人権ネットワーク コリロン事務局長に加え、関係当局へ相談しながら提出する予定である。

議題3. その他

次回の分科会までの対応として7月～9月に連絡のあったアクションアラートをまとめて10月に各委員から意見を提出していただくことになった。